

## 県立高校の将来の在り方検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

#### 第1条

少子化などの社会の変化に対応して、特に「第7次山形県教育振興計画」期間中における山形県立高等学校の在り方について意見を求め、今後の教育行政に反映させるため、「県立高校の将来の在り方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (職務)

#### 第2条

検討委員会は、山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が検討を依頼する次の事項について調査・検討し、教育長に報告する。  
『社会の変化に対応した県立高校の在り方について』

### (組織)

#### 第3条

検討委員会は、10名の委員及び4名のオブザーバーで組織し、別表1に掲げる者を充てる。

2 委員は、教育長が委嘱する。

3 オブザーバーは、検討委員会に出席し、委員の求めに応じて情報提供をするものとする。

### (委員の任期)

#### 第4条

委員の任期は、委嘱した日から報告書が提出される日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

#### 第5条

検討委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

#### 第6条

検討委員会は、教育長が招集する。

2 検討委員会は、委員が過半数以上出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員が会議を欠席する場合は、委員長の判断により代理出席を認めることができる。

### (庶務)

#### 第7条

検討委員会の庶務は、県教育局高校教育課高校未来創造室において処理する。

### (その他)

#### 第8条

この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

1 この要綱は、令和6年1月12日から施行する。